

豊明市水防計画

平成 2 1 年 3 月作成

令和 4 年 3 月変更

豊 明 市

目次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任と義務	2
第4節	水防計画の変更	4
第5節	安全配慮	5
第2章	水防組織	
第1節	水防組織	6
第3章	水防施設及び輸送	
第1節	水防施設	7
第2節	輸送の確保	8
第4章	通信連絡	
第1節	通信連絡	9
第2節	災害時優先通信の取扱い	9
第5章	非常配備	
第1節	市の非常配備	10
第2節	消防団の非常配備	10
第6章	重要水防箇所	
第1節	重要水防箇所	11
第2節	重要工作物	11
第7章	予報及び警報	
第1節	気象庁が行う予報及び警報	12
第2節	水防に関する予報・警報の伝達経路図	17
第3節	洪水予報河川における洪水予報	18
第4節	水防警報	19
第8章	水位等の観測、通報及び公表	
第1節	水位の観測、通報及び公表	21
第2節	雨量の観測及び通報等	22
第3節	高潮の水位情報の観測及び周知	22
第9章	気象予報等の情報収集	24

第 10 章	水防活動	
第 1 節	巡視及び警戒	25
第 2 節	水防作業	25
第 3 節	緊急通行	28
第 4 節	警戒区域の設定	28
第 5 節	避難	28
第 6 節	水防配備の解除	28
第 11 章	水防信号及び水防標識	
第 1 節	水防信号	30
第 2 節	水防標識	30
第 12 章	決壊等の通報並びに決壊後の処置	
第 1 節	決壊・漏水等の通報	31
第 2 節	決壊後の処置	31
第 3 節	決壊等による被害状況の報告	32
第 13 章	協力応援	
第 1 節	居住者の義務等	33
第 2 節	関係機関との相互協力	33
第 3 節	水防管理団体等の相互応援	33
第 4 節	警察官の出動要請	33
第 5 節	自衛隊の派遣要請	33
第 14 章	費用負担と公用負担	
第 1 節	費用負担	35
第 2 節	公用負担	35
第 15 章	水防報告と水防記録	37
第 16 章	水防訓練	
第 1 節	水防訓練実施要領	38
第 2 節	水防訓練実施時期	38

資料編

資料 1	消防団の構成及び管轄区域	39
資料 2	災害対策本部組織表	40
資料 3	災害対策本部業務分担表	41
資料 4	市域における緊急輸送道路	44
資料 5	重要水防箇所	45
資料 6	重要工作物	46
資料 7	洪水予報発表文例（境川）	47
資料 8	河川水防警報知事発表様式（境川）	48
資料 9	水防報告書（様式 1）	49
資料 1 0	水防報告書（様式 2）	50

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛知県（以下「県」という。）知事から指定された指定水防管理団体たる豊明市（以下「市」という。）が同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川等の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

（1）豊明市防災会議（以下「市防災会議」という。）

災害に対する防災体制を確立するとともに、災害対策の迅速かつ円滑なる実施及び関係方面の緊密なる相互協力を図るため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。

（2）豊明市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害対策基本法第23条の2に基づき設置されるものをいう。

（3）豊明市水防本部（以下「市水防本部」という。）

市の地域に係る水防を統括するため設置するものをいう。

（4）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合をいう（法第2条第3項）。本市においては豊明市長を指し、同時に市水防本部長を兼ねる。

（5）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

本計画における消防機関は、尾三消防組合が設置する尾三消防本部と、豊明市消防団（以下「消防団」という。）を指す。

（6）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。本市においては、尾三消防本部消防長を指す。

（7）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。昭和24年5月27日河第13号建設次官通知によれば、消防機関が水防を行い得るにもかかわらず、水防団を設置することは、指揮上の混乱をきたし財政上過重なる負担を招き、市町村行政の円滑なる運営上かえって障害をきたすおそれがあるため、真にやむを得ないときに限り水防団を設置すべきとされていることから、本市においては水防団を設置していない。このため、本計画において水防団待機水位及び出動水位到達時に待機等の対応を行うのは消防団とする。

(8) 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水防予防組合をいう。

(9) 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、都道府県知事が指定した水防管理団体をいい、市はこれに指定されている。

(10) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(11) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(12) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(13) 浸水想定区域（法第15条第1項）

洪水浸水想定区域（法第14条第1項）、雨水出水浸水想定区域（法第14条の2第1項）又は高潮浸水想定区域（法第14条の3第1項）をいう。

(14) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

第3節 水防の責任と義務

1 県の責任又は権限

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導する責任を有し、水防のための権限を行使する（法第3条の6）。

- (1) 水防計画の策定、要旨の公表（法第7条第1項・第5項・第7項）
- (2) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）
- (3) 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資機材の備蓄（法第3条の6）
- (4) 水防活動従事者の安全への配慮（法第7条第2項）
- (5) 水防管理団体への助言、勧告（法第48条）
- (6) 通信連絡系統の確立（法第27条、法第2条第6項）
- (7) 優先通行の標識及び水防信号の制定（法第18号、法第20条）

- (8) 洪水予報対象河川の指定及び浸水想定区域の指定（法第11条第1項、法第14条第1項）
- (9) 洪水予報の発表、通知（法第10条第3項、法第11条第1項）
- (10) 水位情報の通知、一般への周知（法第13条）
- (11) 水防警報発表河川等の指定（法第16条第1項）
- (12) 水防警報の発表、通知（法第16条第1項、法第16条第3項）
- (13) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
- (14) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対する立退きの指示（法第29条）
- (15) 水防上緊急を要するときの水防管理者等に対する指示（法第30条）
- (16) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (17) 水防に要する費用負担の協議が成立しない場合のあつせん及び他都道府県知事との協議（法第42条第3項、法第42条第4項）
- (18) 費用の負担（法第43条、法第43条の2）
- (19) 水防費用の補助（法第44条）
- (20) 水防管理団体に水防に関する報告をさせること（法第47条）

2 指定水防管理団体等の責任又は権限

指定水防管理団体である豊明市は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第5条の水防団等の所轄にかかる事項を含む）を有する（法第3条）。

- (1) 水防体制の確立（法第3条）
- (2) 区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理できないと認める場合の水防団の設置（法第5条）
 - ※本市の水防団設置に関する判断については第1章第2節の7に記載するとおりであり、水防事務の処理にあたる消防団の編成等については資料1を参照。
- (3) 水防倉庫の設置及び資機材の備蓄（法第3条）
- (4) 通信連絡体系統の確立（法第3条、法第27条）
- (5) 水位状況の関係者への通報（法第12条）
- (6) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (7) 消防団の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (9) 警戒区域の設定（法第21条）
- (10) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (11) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
- (12) 決壊の通報（法第25条）
- (13) 決壊後の被害の拡大の防止（法第26条）
- (14) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (15) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (16) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (17) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (18) 水防従事者の安全への配慮（法第33条第4項）

- (19) 水防に要する費用の負担（法第41条）
- (20) 法第24条により水防に従事した者（水防従事者）に対する損害補償（法第45条）
- (21) 水防に関する報告の提出（法第47条）
- (22) 平常時における区域内的の河川、遊水地等の巡視及び異常箇所の通報（法第9条）
- (23) 消防事務との調整（法第50条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言

5 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第4節 水防計画の変更

1 水防計画の変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ市防災会議に諮るものとし、変更したときは遅滞なく知事に届け出なければならない。併せて、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 水防協議会について

市は、法第34条に規定される水防計画その他水防に関し重要な事項を審議させるための水防協議会については、設置しない。

このため、市は、法第33条の規定により、水防計画の変更に際して前項のとおり市防災会議に諮らなければならない。

3 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組指針」については、水防計画に反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5節 安全配慮

洪水、内水等いずれの水災においても、水防活動に従事する消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 市の水防組織

水防に係りのある警報等の発表又は地震等の発生により、洪水、内水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市水防本部を設置する。

市水防本部は、豊明市災害対策本部条例に定める市災害対策本部の警戒第2配備の部班で編成し、水防業務の統括にあたる。

市水防本部は、市役所新館1階会議室6及び会議室7に設置する。ただし、状況により市水防本部を設置することなく防災防犯対策課で業務を処理することができる。

なお、市水防本部は、市災害対策本部が設置された場合はこれに統合されるものとする。市災害対策本部の組織表等については、資料2のとおり。

2 災害対策本部

市災害対策本部の組織、所掌事務等については、豊明市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。所掌事務に関しては資料3のとおり。

第3章 水防施設及び輸送

第1節 水防施設

1 水防倉庫及び資器材の備蓄

(1) 水防倉庫

所在地：豊明市阿野町登89-1

規模：鉄骨平屋建 58.27m²

(2) 資器材備蓄状況

(平成31年4月1日現在)

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
たこづち	丁	8	スコップ	丁	68
バンセン	kg	30	おの	丁	20
なた	丁	30	のこぎり	丁	1
たけみ	丁	41	バンセン切	丁	6
ビニールシート	枚	230	かま	丁	11
鉄ハンマー	丁	14	一輪車	台	4
土のう袋	袋	3,500	ビニール縄30m	本	12
吸水式水の水のう袋	袋	1,030	リアカー	台	8
くぎ	kg	4	しの	丁	20
金づち	丁	9	鋼板	枚	60
混合ガソリン	缶	1	鉄杭(細)	本	13
チェーンソー	台	6	飛散避けサングラス	個	19
かけや	丁	56			

2 土のう置場

第1土のう置場	所在地：豊明市阿野町長根地内 (県道瀬戸大府東海線高架下) 面積：400m ² 土のう備蓄数：1,000袋 川砂(山積み)：8m ³	第2土のう置場	所在地：豊明市栄町三ツ池下地内 (市道三ツ池高架橋下) 面積：50m ² 土のう備蓄数：800袋
---------	--	---------	--

3 水防資器材

水防管理者は、資材の確保のため業者とあらかじめ協議するなどして緊急時に調達しうる数量を確認し、その補給に備えなければならない。また、備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

なお、水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧用資器材を使用する場合には、尾張建設事務所に電話にて承認を受けるものとする。

第2節 輸送の確保

水防時における輸送経路については、市水防本部において管内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め輸送の正確を諮るものとする。

非常輸送車両については、豊明市地域防災計画の定めるところによる。

市域の緊急輸送道路については、資料4のとおり。

(第2編 第1章 第8節 第4 緊急輸送手段の確保)

第4章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

1 計画方針

通信連絡の確保は水防活動の根源であって、特に大災害時に発生する電話不通に際して連絡の確実と迅速を期するため無線施設を活用する。

2 水防時における通信連絡及び警報伝達

水防時における通信連絡及び警報伝達については、豊明市地域防災計画の定めるところによる。
(第3編 第1章 第3節 第1 気象情報等の伝達)

第2節 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

第5章 非常配備

第1節 市の非常配備

市は、水防に関する予報及び警報等の発表があり、洪水又は内水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

職員の非常連絡、非常配備態勢の種類、配備内容、配備時期等は豊明市地域防災計画の定めるところにより、被害の発生を最小限にとどめるために、迅速な初動活動体制を確立する。

(第3編 第1章 第1節 第1 市職員の動員・配備)

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備については、次のとおりとし、非常配備態勢を整えるものとする。

配備区分	配備基準	配備態勢
待 機	境川の水位が水防団待機水位に達し、 なお上昇のおそれがあるとき	消防団長は必要に応じて消防団員を本部等に 詰めさせ、その後の情勢を把握することに努 め、また、一般団員は直ちに次の段階に入り 得る状態におく
準 備	1. 境川の水位が氾濫注意水位に達し、 なお上昇のおそれがあるとき 2. 豪雨により堤防の決壊、漏水等のお それがあり、その他水防上必要と認め られるとき	消防団の団長及び副団長並びに分団長は、必 要に応じて所定の詰所等に集合し、資器材及 び器具の整備点検、堤防等水防上重要な工作 物のある箇所への団員の派遣等のため、一部 団員を出動させる
出 動	1. 境川の水位が出動水位に達し、なお 上昇のおそれがあるとき 2. 上記2のおそれが高まったとき	消防団員全員が所定の詰所に集合し警戒配備 につく
解 除	水防管理者より解除の通知があったとき	

※各消防団の管轄地域は資料1のとおりである。

第6章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、越水等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

本市における該当箇所は、資料5のとおりである。

第2節 重要工作物

水防管理者は、水防上重要な工作物（重要工作物）の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立し、水防計画書又は防災計画書に明記しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作を行うこととし、工作物の設置箇所及びその上下流の河川に対して危険が及ばないようにするとともに、操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

本市における水防上重要な工作物は、資料6のとおりである。

第7章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

水防に関連する気象、洪水等の警報・注意報について、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が起こるおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が起こる可能性のあるとき、「特別警報」は重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

(1) 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 高潮注意報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

(3) 洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(4) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

(5) 高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(6) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

(7) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

ア) 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

イ) 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の危険度分布で確認する必要がある。発表基準は、1時間雨量100mmである。

ウ) 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（*）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

（*）土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外（一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、知立市）

エ) 「早期注意情報（警報級の可能性）」

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切り、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛

知県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(10) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水情報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりを、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

大雨・高潮の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・大雨特別警報（警戒レベル5相当）の指標

確率値を用いた場合

①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報（浸水害）※¹を発表する。

①	48時間降水量及び土壌雨量指数※ ² において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現
②	3時間降水量及び土壌雨量指数※ ² において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm※ ³ 以上となった格子のみをカウント対象とする）

指標を用いた場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※²の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※⁴がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

※1 当該地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している市町村等には、大雨特別警報（浸水害）を発表。

※2 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを数値化したもの。

※3 3時間降水量150mm：1時間雨量50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

※4 1時間に概ね30mm以上の雨。

・高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予測される地域における高潮警報を特別警報として発表する。

本市に発表されうる水害にかかわる警報・注意報の発表基準は、次のとおりである。

令和3年6月8日現在

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	
	表面雨量指数基準※1	土壌雨量指数基準※2
	15	92
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	24	130
洪水注意報	河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	
	流域雨量指数基準※3	複合基準※4
	正戸川流域＝5.6 皆瀬川流域＝5.8	正戸川流域＝(7, 5.6) 皆瀬川流域＝(7, 3.7)
洪水警報	河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	
	流域雨量指数基準	複合基準
	正戸川流域＝7 皆瀬川流域＝7.3	正戸川流域＝(11, 6.3) 皆瀬川流域＝(11, 6.5)

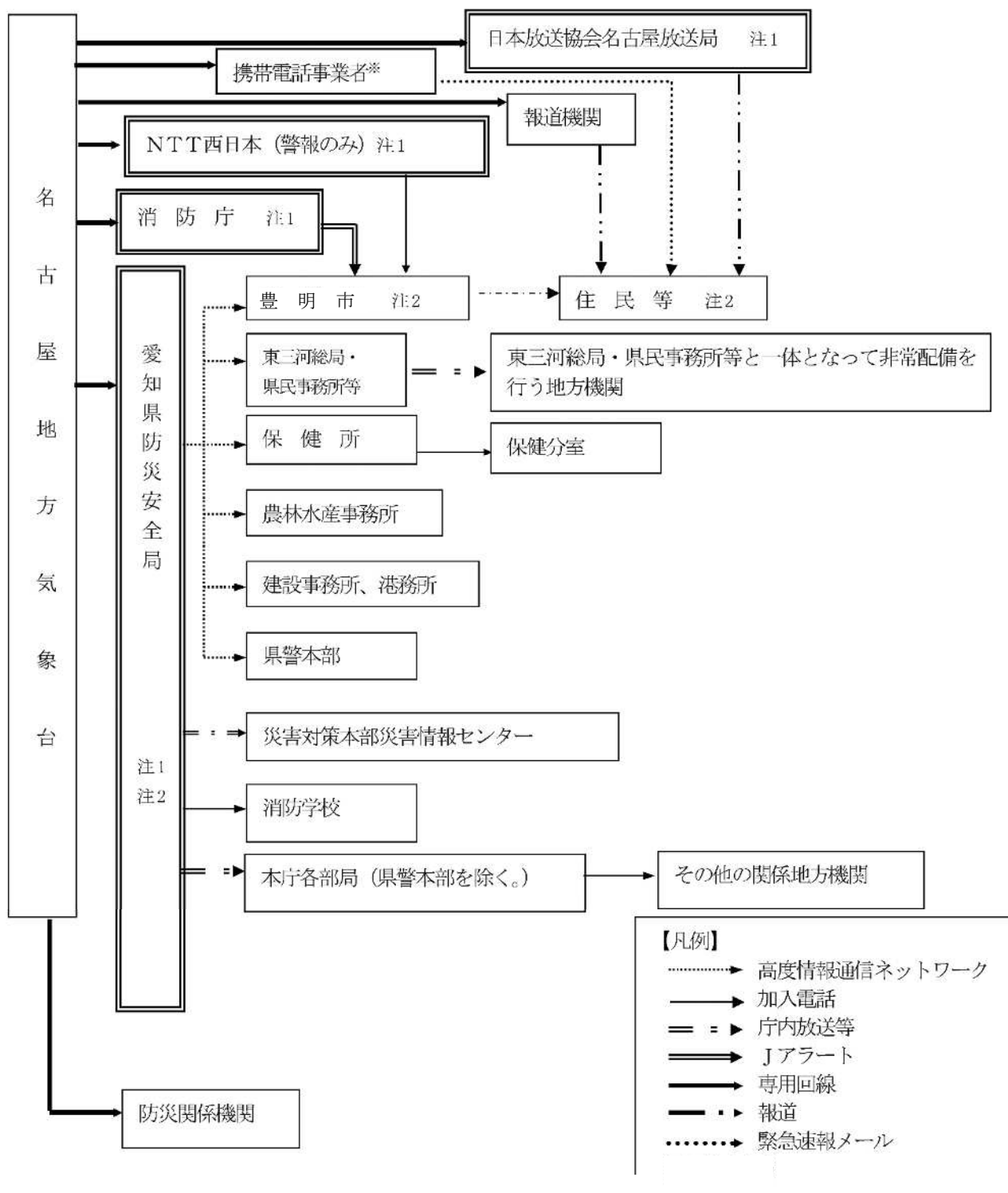
*1表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。この指数の基準値は、市域内で単一の値となっている。

*2土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。この指数の基準値は、1 km四方毎に設定されている。

*3流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。この指数の基準は市の主要な河川における代表地点の基準時を示す。

*4複合基準：複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組合せによる基準値を示す。

第2節 水防に関する予報・警報等の伝達経路図



※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

第3節 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	情報名	発表基準
「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
「洪水警報」	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報】	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
	氾濫発生情報 【警戒レベル5相当情報】	氾濫が発生したとき

(2) 洪水予報を行う河川名及び区域

知事が指定した河川

河 川 名	区 域
境 川	左右岸 井堰川合流点 から 海まで

(3) 洪水予報に関する基準地点

知事が指定した河川

河川	基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位
境川	泉田	刈谷市泉田町 (左岸河口から 7.33km)	3.10m	3.85m	4.35m	4.65m	5.20m

The diagram illustrates the disaster information communication system for the Nagoya region. It shows the flow of information from the Nagoya Regional Meteorological Office and the Nagoya Regional River Bureau to various local government offices and the public.

Legend:

- 一般回線ファックス (General Line Facsimile)
- 高度情報通信ネットワーク (High-Speed Information Communication Network)
- 庁内連絡 (Intra-office Contact)
- 専用電話 (Dedicated Phone)
- 気象台通信網 (Meteorological Station Communication Network)

System Components and Flow:

- 知立建設事務所 (Chikuzumi Construction Office)** and **名古屋地方気象台 (Nagoya Regional Meteorological Office)** are the primary information sources.
- Information from the **知立建設事務所** flows to the **河川課 (River Bureau)** and the **防災安全局防災部災害対策課 (Disaster Safety Bureau Disaster Prevention Department Disaster Countermeasures Section)**.
- Information from the **名古屋地方気象台** flows to the **防災安全局防災部災害対策課** and **報道機関等 (Media, etc.)**.
- The **河川課** is connected to the **中部地方整備局地域河川課 (Chubu Regional River Bureau Regional River Bureau)**.
- The **防災安全局防災部災害対策課** is connected to the **本庁各局 (県警察本部を除く) (Main Office Various Bureaus (excluding Prefectural Police Department))** and **その他関係地方機関 (Other Related Local Organizations)**.
- The **報道機関等** are connected to the **住民等 (Residents, etc.)**.
- The **本庁各局 (県警察本部を除く)** are connected to the **住民等**.
- The **その他関係地方機関** are connected to the **住民等**.
- The **防災安全局防災部災害対策課** is also connected to a large box containing a list of local government offices and organizations, including:
 - 陸上自衛隊第10特科連隊 (10th Special Forces Brigade of the Ground Self-Defense Force)
 - 県警察本部 (Prefectural Police Department) - connected to 関係警察署 (Related Police Stations)
 - 尾張県民事務所 (Aichi Prefectural Civil Affairs Office)
 - 知多県民事務所 (Chikuma Prefectural Civil Affairs Office)
 - 西三河県民事務所 (Seiwa Prefectural Civil Affairs Office)
 - 西三河県民事務所豊田庁舎 (Seiwa Prefectural Civil Affairs Office Toyohashi Branch)
 - 尾張建設事務所 (Aichi Prefectural Construction Office)
 - 知多建設事務所 (Chikuma Prefectural Construction Office)
 - 豊田加茂建設事務所 (Toyohashi Kamo Construction Office)
 - 尾張農林水産事務所 (Aichi Prefectural Agriculture, Forestry and Fisheries Office)
 - 知多農林水産事務所 (Chikuma Prefectural Agriculture, Forestry and Fisheries Office)
 - 西三河農林水産事務所 (Seiwa Prefectural Agriculture, Forestry and Fisheries Office)
 - 豊田加茂農林水産事務所 (Toyohashi Kamo Agriculture, Forestry and Fisheries Office)
 - 瀬戸保健所 (Seto Health Center)
 - 知多保健所 (Chikuma Health Center)
 - 半田保健所 (Handa Health Center)
 - 衣浦東部保健所 (Utsunomiya East Health Center)
 - 刈谷市 (Kariya City)
 - 豊田市 (Toyohashi City)
 - 大府市 (Owari City)
 - 知立市 (Chikuzumi City)
 - 豊明市 (Toyohashi City)
 - 東浦町 (Toyohashi City)
 - 関係消防機関 (Related Firefighting Organizations)

発表形式は、資料 7 のとおり。

1 安全性確保の原則

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全に配慮して通知するものとする。

(1) 種類及び発令基準

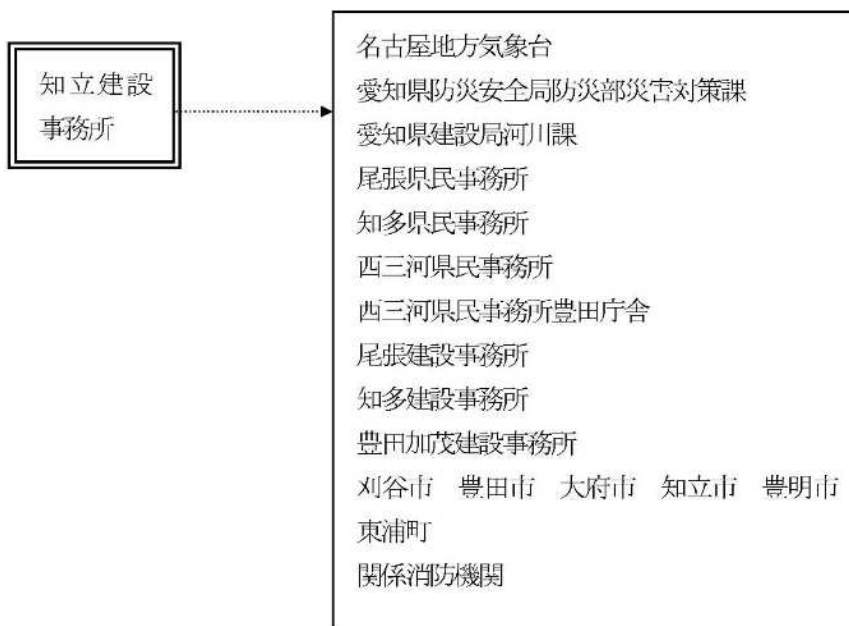
水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、幹部員の出動を通知するもの
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの

（２）知事が水防警報を行う河川

河川	観測 所名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動 水位	避難判断水位	氾濫危険 水位	発表者
境川	泉田	刈谷市泉田町 (左岸河口から 7.33km)	3.10m	3.85m	4.35m	4.65m	5.20m	知立建設 事務所長

（３）水防警報伝達経路（境川）



（４）水防警報発表形式

発表形式は、資料８のとおり。

第8章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 河川に係る水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所及び水位計

市が関係する水位観測所は、境川について県管理の水位観測所が3箇所（うち泉田観測所は洪水予報、水防警報の対象となる基準観測所）あるほか、正戸川及び皆瀬川に県が設置した危機管理型水位計が2台ある。

また、市が市内に設置した水位計が6台ある。それぞれの設置場所等については、次のとおりである。

①水位観測所

河川名	観測所名	所管	所在地
境川	★泉田	知立建設事務所	刈谷市泉田町西中浜5番2地先
	井ヶ谷		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先
	西一色	豊田加茂建設事務所	みよし市西一色町塚ノ下41番地先

②危機管理型水位計（県管理）

河川名	設置場所
正戸川	豊明市阿野町新切114-3地先（正戸川1号橋付近）
皆瀬川	豊明市前後町大代地内（皆瀬川姥子橋付近）

③水位計（市管理）

河川名	設置場所
井堰川	豊明市沓掛町下山地内（井堰川左岸泉橋付近）
正戸川	豊明市阿野町新切地内（正戸川左岸正戸橋付近）
皆瀬川	豊明市栄町梶田地内（皆瀬川左岸梶田橋付近）
若王子川	豊明市沓掛町万場地内（若王子川左岸万場小橋付近）
天王川	豊明市大久伝町中地内（天王川右岸排水機場付近）
境川	豊明市大久伝町中地内（境川右岸排水機場吐出樋管付近）

2 水位の通報及び公表

（1）水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水予報・水位情報の周知・水防警報伝達に係る基準観測所からの水位情報を、次のとおり関係者に通報する。

ア 通報の開始

水位が上昇し、水防団待機（通報）水位に達したとき

イ 通報の終了

水位が下降し、水防団待機（通報）水位以下に下がったとき

ウ 通報の間隔

1 時間毎にその時刻の水位変動状況を通報することを標準とするが、氾濫注意（警戒）水位に達した場合、最高水位に達した場合、急激な水位上昇を観測した場合等必要に応じて随時その時刻と水位を通報する。

水防団待機（通報）水位情報の通報については、国土交通省統一河川システム又は愛知県水防テレメータシステムが正常に機能している場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合は、電話やファックス等で通報するものとする。

(2) 水位の公表

量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省ホームページ「川の防災情報」（<http://www.river.go.jp>）又は愛知県ホームページ「愛知県川の防災情報」（<http://www.kasen-aichi.jp/>）に掲載し、公表する。

(3) 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。

第2節 雨量の観測及び通報等

1 雨量観測所

県内の雨量観測所のうち、境川流域で本市に影響のある箇所に設置されているものは、県管理の雨量観測所が2箇所ある。その所在地等は、次のとおりである。

愛知県水防テレメータシステム※¹雨量観測局

水系名	観測所名	所 在 地
境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2地先 （泉田観測所）境川橋下流左岸
	井ヶ谷	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎99 （井ヶ谷観測所）

※1 無線を介して雨量・水位等を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所で整備している。

2 雨量の通報

市は、愛知県水防テレメータシステム等により積極的に雨量、水位情報の収集に努めるものとする。県水防本部及び各建設事務所は、必要に応じ雨量情報を名古屋地方気象台に通報するほか、降雨状況の速報等を関係機関に提供する。

第3節 高潮の水位情報の観測及び周知

1 高潮の水位情報の観測及び周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したとき、知事はその旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させる（法第13条の3）。

2 知事が指定した水位情報の周知を行う海岸

(1) 高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	愛知県河川課長

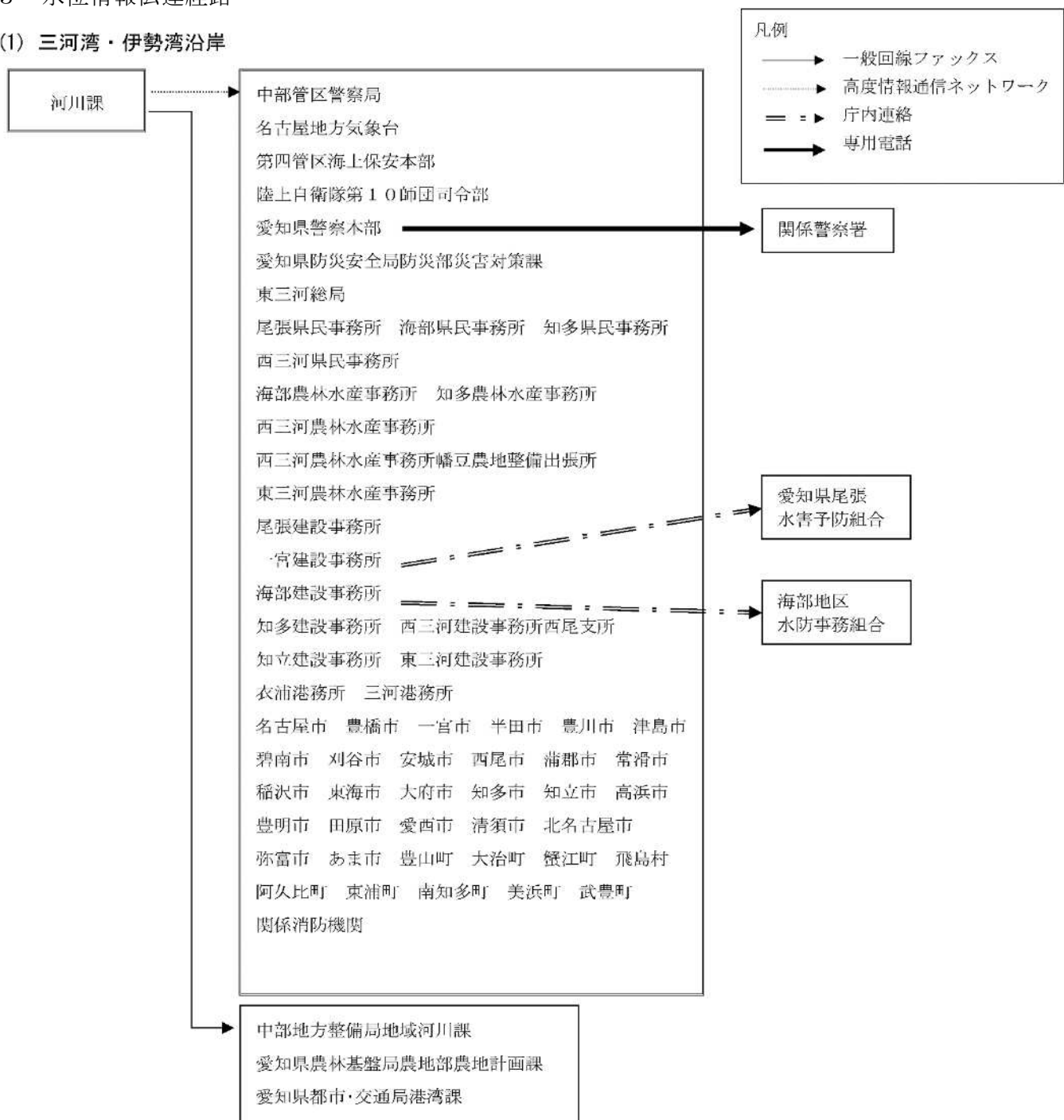
(2) 高潮警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP1.90	愛知県河川課長

※高潮警戒水位：高潮における災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

3 水位情報伝達経路

(1) 三河湾・伊勢湾沿岸



第9章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・ 気象警報・注意報

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>

- ・ アメダス

<http://www.jma.go.jp/jp/amedas/>

- ・ レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>

- ・ 高解像度降水ナウキャスト

<http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

- ・ 洪水警報の危険度分布

<http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

- ・ 大雨警報（浸水害）の危険度分布

<http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

第10章 水防活動

第1節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者又は消防団長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

2 非常警戒

水防管理者等は、非常配備態勢が発動されたときから河川及びため池等の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ① 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- ② 漏水
- ③ 越水（堤防からの水のあふれ）
- ④ 深掘れ（洗堀）
- ⑤ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ⑥ （排・取）水門（樋門）の扉の閉まり具合
- ⑦ 取入口の閉塞状況（ため池に限る）
- ⑧ 流域の山崩れの状況（ため池に限る）
- ⑨ 流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
- ⑩ 余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
- ⑪ 重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
- ⑫ （排・取）水門（樋門）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合は直ちに尾張建設事務所その他の関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第2節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々で行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次のとおりとする。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ(洗掘)し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側(川表)が崩れるのを防ぐ。川側(川表)の淀欠けを防ぐ(緩流部)。	樹木の重り土のうをつけて 流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側(川表)が崩れだした箇所 浸水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防ぐ。 透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
深掘れ	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが、深掘れ(洗掘)、決壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所 (粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇所 (砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法面)に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法面)先平地に円形に積み土のうする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
越水（堤防からの水のあふれ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）にくいを打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
越水（堤防からの水のあふれ）	木マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深堀れ（洗掘）が進んでいる箇所堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
決壊防止	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（表法面）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 提脚の深堀れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。提脚深堀れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深堀れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして持ち場を離れ、勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以ってこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」や「堤防の決壊（破堤）」など想像による言動はしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、又はいたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法面）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第3節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長及び消防団員並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空き地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第4節 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長及び消防団員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長若しくは消防団員がいないとき又はこれらの者の要請があったとき、警察官は、消防団長及び消防団員の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難

豊明市地域防災計画及び避難情報の判断・伝達マニュアルに定めるところによる。

第6節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動を行う必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを一般に周知するとともに、尾張建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた尾張建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまで、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に戻す。

第11章 水防信号及び水防標識

第1節 水防信号

水防信号及び標識は「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定められているとおりである。

- 1 出動信号 消防団に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 2 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

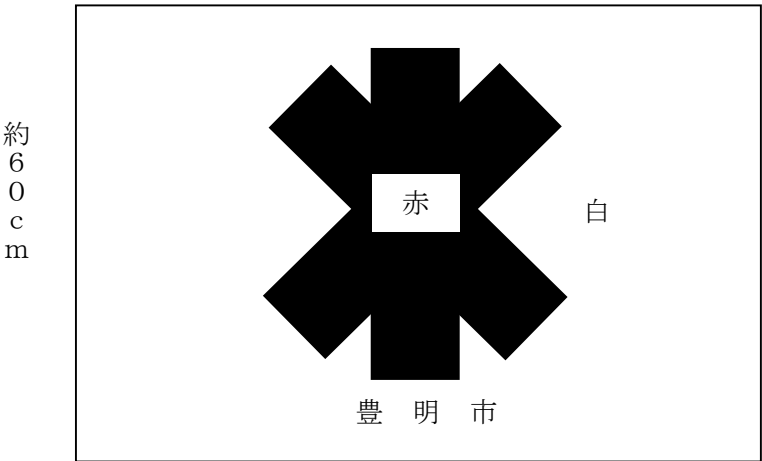
種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出 動	 (3点)	約5秒 _____ 約6秒 _____
避 難		約3秒 _____ 約2秒 _____

備考1 信号継続時間は適宜とする。

第2節 水防標識

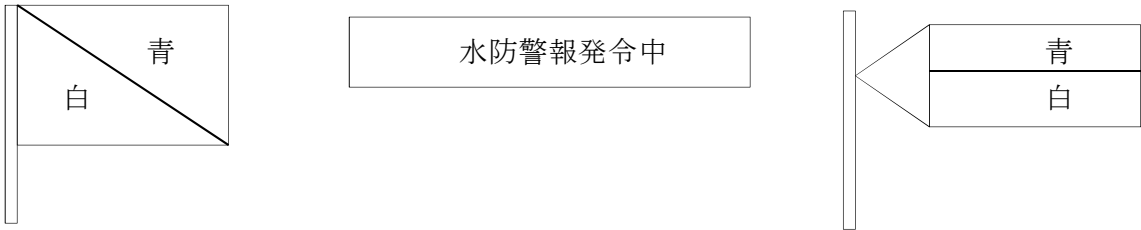
- 1 緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）として使用する車両は、優先通行を確保するため次の標識を用いるものとする。



- 2 水防警報発令標識

水防警報発令の標識は次の標識を用いるものとする。（形状大きさ適宜）



第12章 決壊等の通報並びに決壊後の処置

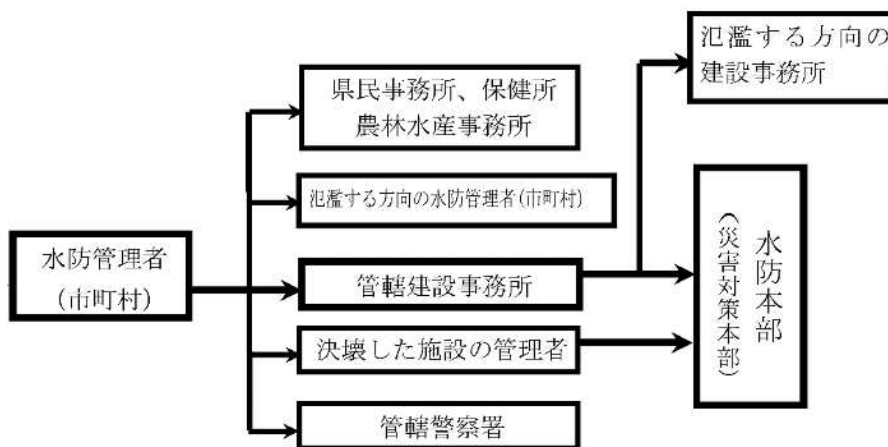
第1節 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき若しくは越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき又は氾濫のおそれがあるときは、水防管理者は直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者（市町村）及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」を基本とする速報を用いることが望ましい。速報における留意点は、次のとおりである。

- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」、「…の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗りあうこと。

通報の連絡系統は、次のとおりである。



水防管理者は、決壊等の情報を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図るものとする。

第2節 決壊後の処置

水防管理者及び消防団長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

- ア 適切な水防工法の実施
- イ 避難情報の判断・伝達
- ウ 関係機関への通報
- エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

第3節 決壊等による被害状況の報告

水防管理者及び消防団長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおり速やかに報告するものとする。

（1）人的・住家被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システム及び市町村防災支援システムに入力し、県に報告する。

（2）公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、尾張建設事務所に対し報告する。尾張建設事務所は、直ちに県水防本部に報告する。

第13章 協力及び応援

第1節 居住者の義務等

水防管理者は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。

また、市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第2節 関係機関との相互協力

水防管理者は、尾張建設事務所、愛知警察署その他関係各機関と常に密接な連携をとり、水防上の水位、雨量及び警報について連絡協調し、堤防からの水のあふれ（越水）、堤防の決壊（越水堤防）等のおそれのあるときは、その状況を通報し、協力を求めるものとする。

なお、境川流域において外水氾濫による甚大な被害の発生を回避するために、排水機の排水調整を行う必要があるときは、令和2年6月1日に施行された境川流域排水調整要綱の定めに従い、知事の指示により必要な措置を講ずるものとする。

第3節 水防管理団体の相互応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、市に隣接する水防管理団体の長等に応援を求めるものとする。また、市に隣接する水防管理団体等より応援の要請があった場合は、自らの水防に支障のない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があるときは、愛知警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水害に際して自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求にあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

自衛隊の受け入れについては、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとし、この計画に定めるもののほか、豊明市地域防災計画に定めるところによる。

第14章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条により市が負担するものとする。

ただし、市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

(1) 法第23条の規定による応援のための費用

(2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び消防団長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他資材の使用若しくは収用
- ③ 排水用機器の使用
- ④ 車両、その他の運搬用機器の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者及び消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、次のような公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書

氏 名

上記の者に の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任した事を証明します。

年 月 日

豊明市長 氏 名 印

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)		公 用 負 担 証			
目的物		種類			
負担内容		使用	収容	処分等	
	年 月 日				
				豊明市長 氏 名	印
				事務取扱者 氏 名	印
氏 名 殿					

(4) 損失補償

市は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第15章 水防報告と水防記録

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、おおむね次のとおり記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 消防団員の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者出勤の状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 現場指導の官公署氏名
- ⑬ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭ 水防関係者の死傷
- ⑮ 殊勲者及びその功績
- ⑯ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防が終結してから3日以内に次の事項を取りまとめて、別記様式1、様式2（資料9、資料10）により尾張建設事務所に報告する。

- ① 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- ② 消防団員の出動時期及び出動人員
- ③ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- ④ 堤防、その他施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑤ 使用資器材の種類・数量
- ⑥ 法第28条の規定による公用負担の内容
- ⑦ 応援の状況
- ⑧ 避難情報の発令日時及び発令区域
- ⑨ 水防関係者の死傷
- ⑩ 水防功労者及びその功績
- ⑪ 水防管理者の所見
- ⑫ その他必要事項

第16章 水防訓練

第1節 水防訓練実施要領

水防訓練は、おおむね次の項目について行う。また、実施に際しては、関係団体、地域住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

なお、消防団については、市が主催する水防工法訓練等に参加させ、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

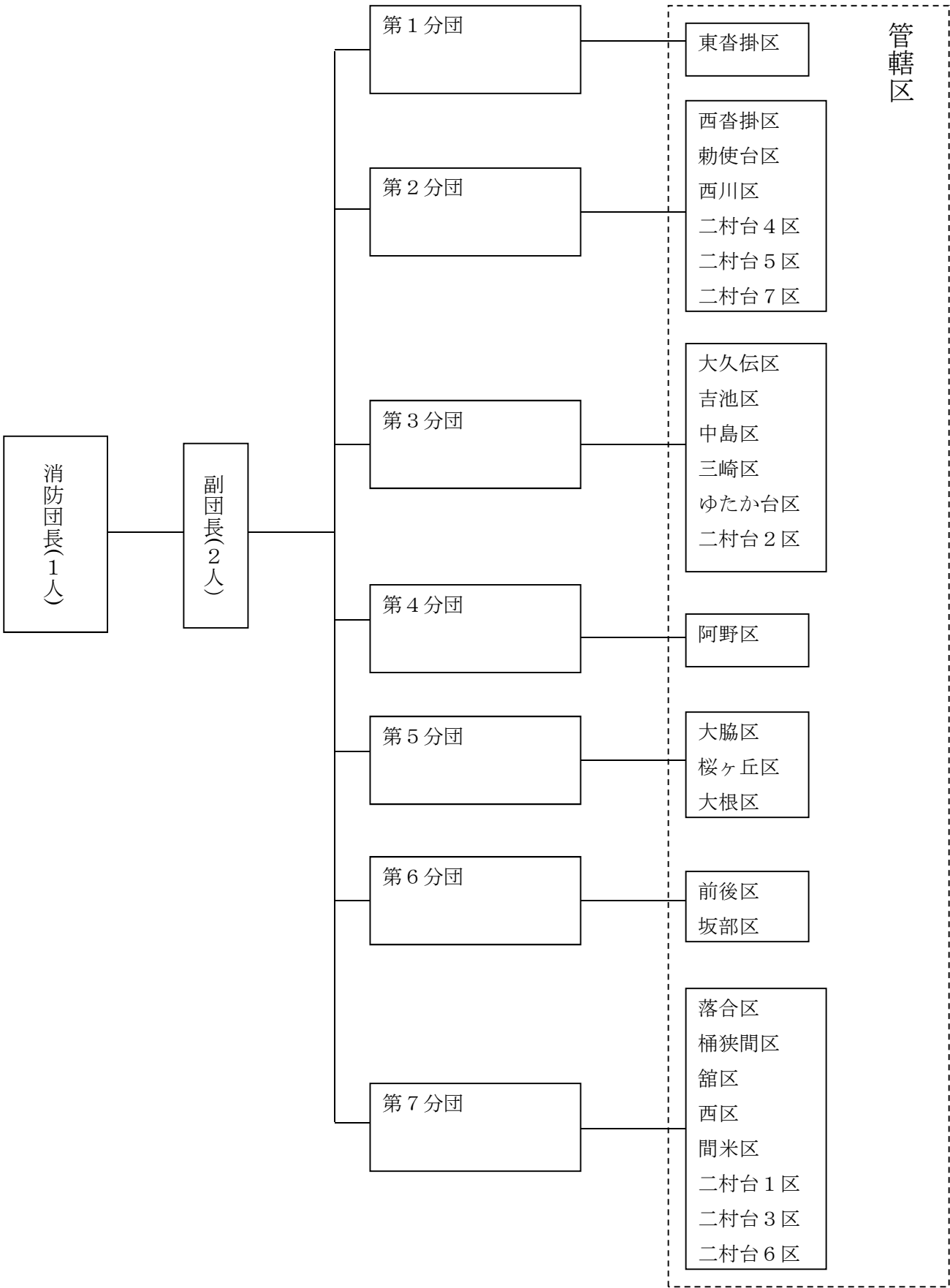
- ① 観測（水位、雨量、風速）
- ② 通報（電話、ファックス、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ③ 動員（消防団、関係団体、居住者、ボランティア）
- ④ 輸送（資機材、人員）
- ⑤ 工法（水防工法）
- ⑥ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）
- ⑦ その他水防に関する事項

第2節 水防訓練実施時期

水防訓練は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）に必ず1回以上実施する。

資料編

【資料 1】 消防団の構成及び管轄区域



【資料 2】市災害対策本部組織表

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長	
部及び部長	班及び班長	班員（所属課等）
災対行政経営部 ◎行政経営部長 ○会計管理者	情報班	
	秘書広報課長	秘書広報課、企画政策課、情報システム課、公共施設管理課
	会計班	
	財政課長	財政課、出納室
災対市民生活部 ◎市民生活部長 ○議会事務局長	本部班	
	防災防犯対策課長	防災防犯対策課、総務課、市民協働課
	調査班	
	税務課長	税務課、債権管理課
	市民班	
	市民課長	市民課
災対健康福祉部 ◎健康福祉部長 ○保険医療課長	特命班	
	議事課長	議事課、監査委員事務局
	高齢者班	
	健康長寿課長	健康長寿課
	福祉班	
	社会福祉課長	社会福祉課
災対経済建設部 ◎経済建設部長 ○下水道課長	児童班	
	こども保育課長	こども保育課
	医療防疫班	
	保険医療課長	保険医療課、子育て支援課
	物流班	
	産業支援課長	産業支援課、農業政策課
災対教育部 ◎教育部長	土木班	
	土木課長	土木課
	下水道・住宅班	
	都市計画課長	都市計画課、市街地整備課、下水道課
	環境班	
	環境課長	環境課
	教育 1 班	
	学校教育課長	学校教育課、学校支援室、学校職員（市費）
	教育 2 班	
	生涯学習課長	生涯学習課、図書館
	消防団 消防団長	消防団

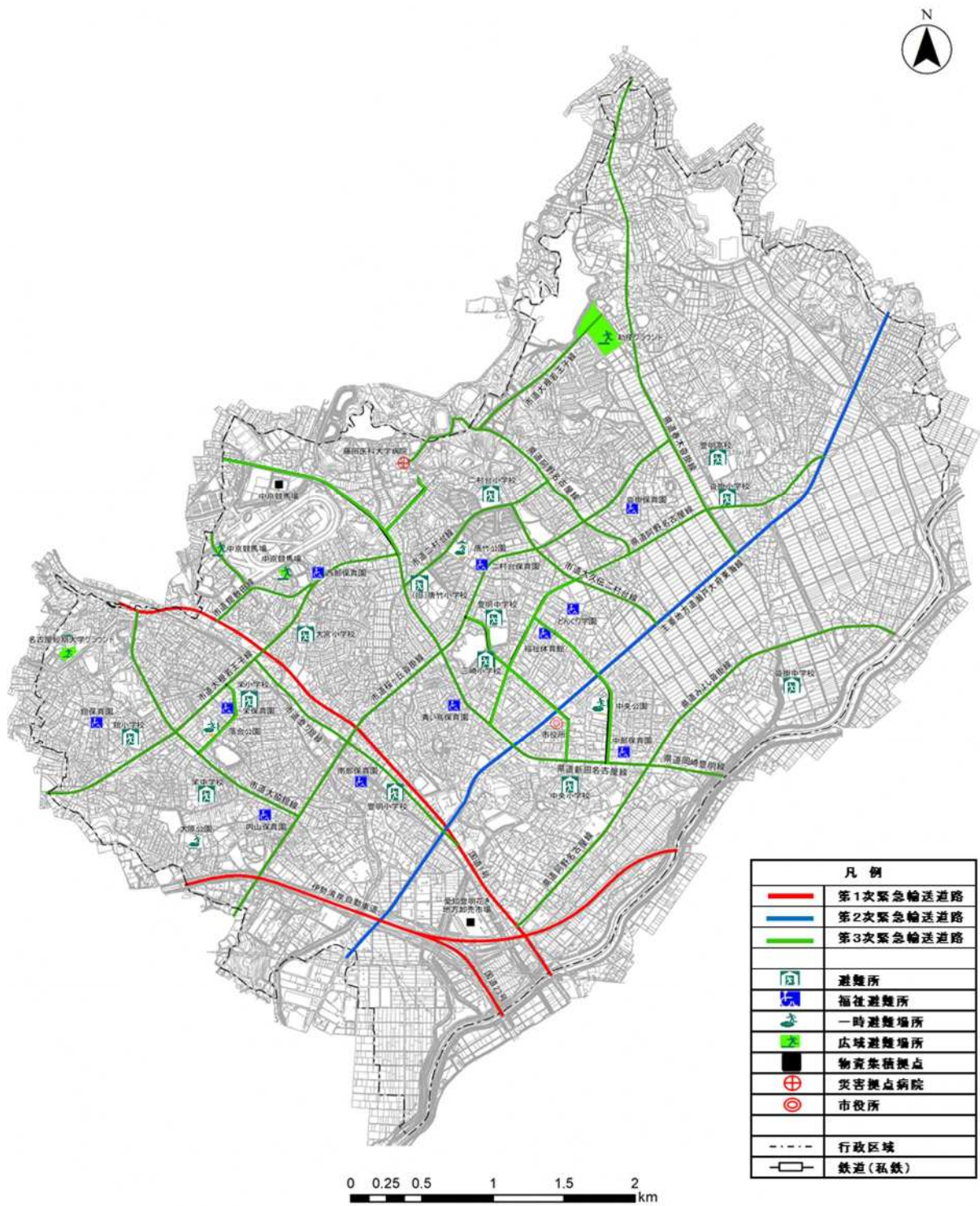
【資料３】市災害対策本部業務分担表

班 名	事 務 分 掌
情 報 班	1. 通信機器・ネットワーク及び情報システムに関すること。 2. 災害広報、報道対応に関すること。（災害時プレスセンターの設置含む。） 3. 各部、関係機関からの情報の取りまとめ（災害救助法の各種帳簿及び被災者台帳の取りまとめ含む。）及び被害状況等の記録に関すること。 4. 市職員の動員及び服務に関すること。 5. 災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他関係業務に関すること。 6. 復興本部、復興計画に関すること。
会 計 班	1. 災害対策に係る資金繰り、経理に関すること。（災害救助法事務費の取りまとめ及び精算等を含む。） 2. 被災者総合支援センターの開設・運営に関すること。 3. 義援金の募集、受領・補完に関すること。
本 部 班	1. 地震情報、気象警報等の収集、伝達に関すること。 2. 本部室の設営、本部員会議の庶務に関すること。 3. 避難の勧告、指示に関すること。 4. 輸送手段及び燃料等の確保、配車及び緊急通行車両の届出に関すること。 5. 国、県への報告・要請、他自治体との相互応援、協力団体等への協力要請防災関係機関との調整に関すること。 6. 応援要員の要請及び受入調整に関すること 7. 災害対策の総合調整に関すること。（職員の配置、緊急輸送ネットワーク、臨時ヘリポートの配置、空地の応急利用等含む。） 8. 物資の調達・配分等の総合調整（需給管理、物資集積拠点との連携等） 9. 外国人の支援に関すること。 10. 消防団に関すること。
調 査 班	1. 各地区の被災状況の調査に関すること。 2. 家屋被害認定調査及びり災証明に関すること。 3. 市税等の減免に関すること。
市 民 班	1. 市民等の安否情報（避難者名簿及び要搜索者名簿等のとりまとめ含む。）に関すること。 2. 遺体の収容に関すること。 3. 埋火葬に関すること。
特 命 班	1. 本部長の特命事項の遂行に関すること。 2. 議会との連絡、調整に関すること。
高 齢 者 班	1. 高齢者の救援に関すること。 2. 要配慮者専用（優先）避難所の開設及び運営に関すること。
福 祉 班	1. 障害者の救援に関すること。 2. 要配慮者専用（優先）避難所の開設及び運営に関すること。 3. 災害ボランティアセンターとの連絡及び調整に関すること。 4. 義援金の配分・支給に関すること。 5. 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関すること。

班 名	事 務 分 掌
児 童 班	1. 乳幼児の救援に関すること。 2. 要配慮者優先避難所の開設及び運営に関すること。 3. 応急保育に関すること。
医 療 防 疫 班	1. 医療、助産及び救護に関すること。 2. 被災者の健康管理及び相談に関すること。 3. 防疫活動に関すること。 4. 国保・年金の減免に関すること。
物 流 班	1. 応急給水及び水道施設に関すること。 2. 物資集積拠点の運営に関すること。 3. 農林業及び商工業の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 4. 被災者の雇用に関すること。
土 木 班	1. 水防活動に関すること。 2. 道路、河川管理施設、橋梁、水路、ため池等の点検・調査、応急対策及び復旧に関すること。（緊急輸送道路の確保含む。） 3. 倒壊建物等の生き埋め被災者の救出等の協力に関すること。 4. 排水機場の管理に関すること。
下 水 道 ・ 住 宅 班	1. 下水道施設の点検・調査、応急措置及び復旧に関すること。 2. 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 3. 造成宅地等の災害調査及び復旧指導に関すること。 4. 被災者に対する応急住宅等の供給に関すること。 5. 被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関すること。 6. 災害復興に係る都市計画に関すること。
環 境 班	1. し尿の収集及び処理に関すること。 2. 仮設トイレの調達、配置計画に関すること。 3. ごみ・がれきの収集及び処理に関すること。 4. 災害時の環境保全（避難所等の消毒含む。）に関すること。
教 育 1 班	1. 避難所の開設及び運営並びにそれらのとりまとめに関すること。 2. 児童・生徒の保護に関すること。 3. 応急教育に関すること。 4. 被災児童・生徒の学用品の支給に関すること。 5. 学校施設等の点検・調査、応急対策及び復旧に関すること。
教 育 2 班	1. 避難所の開設及び運営に関すること。 2. 臨時ヘリポートの開設に関すること。 3. 文化財等の被害調査及び復旧に関すること。
消 防 団	1. 消防活動に関すること。 2. 避難・誘導に関すること。

班 名	事 務 分 掌
各 部 主 管 班 共 通 (本部連絡員)	1. 部内の情報収集及び集約並びに本部事務局への報告に関する事。 2. 部内への指令等の伝達に関する事。 3. 部内の所掌事務の進捗管理に関する事。 4. 部内の体制等の調整及び本部事務局との調整に関する事。
各 班 共 通	1. 管理施設の保全及び利用者の安全確保に関する事。 2. 管理施設の点検・調査、応急対策及び復旧に関する事。 3. 管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置及び運営の協力に関する事。 4. 所掌事務に必要な情報の収集、伝達及び記録に関する事。 5. 所掌事務に必要な資機材の調達に関する事。 6. 所掌事務に関する機関、団体との連絡及び調整に関する事。 7. 所掌事務に関する問合せ、相談等への対応に関する事。 8. 所掌事務に係る専門ボランティアとの連絡調整に関する事。 9. 遺体が多数に上る場合の遺体安置所の運営協力、避難が長期化した場合の避難所運営の協力（派遣職員の全庁的ローテーション等）に関する事。
避 難 所 開 設 職 員	1. 災害初期における担当避難所の開設・運営に関する事。
避 難 所 運 営 職 員	1. 避難が長期化した場合の担当避難所の運営に関する事。

【資料4】市域における緊急輸送道路



【資料 5】重要水防箇所

(1) 河川（県管理区間）

水系名	河川名	位 置	左右 岸別	地 名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
境川	皆瀬川	4.5k+50m～4.7k+50m	左	豊明市前後町五軒屋 (名鉄本線より上流)	200	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工

(2) 河川（市管理区間）

水系名	河川名	位 置	左右 岸別	地 名	延長 (m)	重要度	理由	摘要（水防工法）
境川	準用河川 天王川		右	豊明市新田町郷下 (県道岡崎豊明線下流 150m)	150	A	堤防高不足	積土のう工

(3) ため池

ため池名	地 名	延長 (m)	重要度	理由	管理者	摘要（水防工法）
若王子池	豊明市沓掛町若王子	362	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
勅使池	豊明市沓掛町勅使 2-1	510	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
荒巻上池	豊明市二村台 7 丁目 46	140	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
荒巻下池	豊明市西川町荒巻 102	169	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
皿池	豊明市沓掛町恵畑 1	140	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
長間地池	豊明市沓掛町長間地 44	75	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
道池	豊明市沓掛町荒神ヶ根 1	110	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
洞洼洞池	豊明市沓掛町天白 17	70	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
金山池	豊明市沓掛町金山 45	80	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
三ツ池	豊明市栄町三ツ池下 69	170	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
天白池	豊明市沓掛町天白 24-1	25	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工
松本池	豊明市沓掛町松本 38	60	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間（箇所）を、「B」は次に重要な区間（箇所）を表す。

位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば 4.5 k +50m は 4,550m のことである。

【資料6】重要工作物

農業用排水機場

番号	排水機場名	位 置	流域 ha	排 水 機				操作担当課	管理担当課
				馬力 Ps/kw	口径 m/m	種類 E・M	排水量 m³/S		
1	大久伝	大久伝町中	916	320ps 320 180 22kw	1,350 1,350 1,000 300	ディーゼル ディーゼル ディーゼル モーター	3.5 3.5 2.0 0.16	土木課	土木課
2	阿野	阿野町正戸	237	90kw 90 11	900 900 200	モーター モーター モーター	1.6 1.6 0.1	土木課	土木課
3	大脇	栄町舟田	156	200kw 15	1,200 300	モーター モーター	3.0 0.15	土木課	土木課

【資料 7】洪水予報発表文例（境川）

愛知県境川水系境川・逢妻川はん濫警戒情報

愛知県境川水系境川・逢妻川洪水予報 第〇号
洪水警報（発表）

〇〇年〇月〇日〇時〇分

愛知県知立建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

境川・逢妻川 避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み

【主文】

境川の刈谷市泉田水位観測所では、避難判断水位（レベル 3）に達しました。今後ははん濫危険水位（レベル 4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。

（注意事項）

今回の洪水は〇〇年〇月の台風〇号による大雨時を上回る規模と見込まれます。

【現況・予想】

境川・逢妻川の流域平均雨量

〇日〇時〇分から〇日〇時〇分までの〇時間の現況 〇〇ミリ

〇日〇時〇分から〇日〇時〇分までの〇時間の予想 〇〇ミリ

境川の泉田水位観測所〔刈谷市〕の水位

〇日〇時〇分の現況 〇.〇m（急上昇中）

（水位危険度レベル 3）

〇日〇時〇分の予測 〇.〇m程度

（水位危険度レベル 4）

逢妻川の一ツ木水位観測所〔刈谷市〕の水位

〇日〇時〇分の現況 〇.〇m（急上昇中）

（水位危険度レベル 2）

〇日〇時〇分の予測 〇.〇m程度

（水位危険度レベル 3）

【参考】

境川の泉田水位観測所〔刈谷市泉田町〕

はん濫危険水位 5.70m 避難判断水位 4.80m はん濫注意水位（警戒水位） 4.10m

水防団待機水位 3.30m 平常水位 1.86m

逢妻川の一ツ木水位観測所〔刈谷市一ツ木町〕

はん濫危険水位 4.70m 避難判断水位 4.00m はん濫注意水位（警戒水位） 3.30m

水防団待機水位 2.60m 平常水位 0.35m

水位危険度レベル

■レベル 5 はん濫の発生

■レベル 4 はん濫危険水位超過

■レベル 3 避難判断水位超過

■レベル 2 はん濫注意水位（警戒水位）超過

■レベル 1 水防団待機水位超過

【問い合わせ先】

水位関係：愛知県 知立建設事務所 維持管理課 電話 0566-82-3111

気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 電話 052-751-0909

【資料 8】河川水防警報知事発表様式（境川）

川	準備・出動・情報・解除	水防警報 第 号
		愛知県 建設事務所 発表 令和 年 月 日 時 分

(現況)	1-1	時 分現在 水位観測所では mで、 水位 、 上昇している。
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	水位観測所の水位は、 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 水位観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mm に達している。
(予想)	4	地方気象台 時 分の発表によれば、 日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm(24 時間)の見込みである。
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば、 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況			月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)							
洪水 予報	川		観測所	現在水位	水防団 待機 (通報) 水位	氾 濫 注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難判断 (特別警 戒)水位	氾 濫 危険 (危険) 水位	計画高 水位
水防 警報										

(注意事項)

- ・水位の情報は最新のものを確認すること
インターネット <http://www.river.go.jp/>
<http://www.kasen-owari.jp/>
- ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問合せ先
愛知県 ○○建設事務所
○○課 ○XXX-XX-XXXX

【資料 9】 水防報告書（様式 1）

第 1 号様式

水 防 報 告 書（水防管理団体）							
		報告者		番号		内線	
水 防 管 理 団 体 名		令和 年 月 日 報告					
増水（出水）の概要		級 川水系		川始め		河川	
		最高時間雨量 mm		月 日 時		地内	
		総雨量 mm		月 日 時		月 日 時	
水 防 活 動	実 施 日 時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃					
	実 施 箇 所	No.	河川名	左右岸	位置	人 員	実 施 工 法
		1			m	名	
		2					
		3					
	延 出 動 人 員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名 消防団 名（ ） 名 計 名					
水 防 作 業 の 概 要 及 び 水 防 工 法							
水 防 の 結 果	種 別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被 害						
使 用 資 器 材		種類		数量	単価	金額（円）	
特 記 事 項							

備 考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(愛知県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への積み土のうや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

豊 明 市 水 防 計 画

平成21年 3月10日 作成
平成23年 2月16日 一部変更
平成28年 2月18日 一部変更
平成28年11月28日 一部変更
令和 2年 2月 7日 一部変更
令和 3年 3月11日 一部変更
令和 4年 3月14日 一部変更

編集発行 豊明市市民生活部防災防犯対策課

〒 470-1195

豊明市新田町子持松1-1

電話 (0562) 92-1111